

学校法人比治山学園役員及び評議員の報酬等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人比治山学園（以下「本学園」という。）の寄附行為第58条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、専務理事をいい、次号に該当する職員理事を除く。
- (3) 職員理事とは、本学園の職員（学長及び校長を含む。）として給与を支給している理事をいう。
- (4) 非常勤理事とは、前2号以外の理事をいう。
- (5) 常勤監事とは、監事のうち、学園を主たる勤務場所とする者をいう。
- (6) 非常勤監事とは、前号以外の監事をいう。
- (7) 職員評議員とは、学園の職員（学長、校長を含む。）として給与の支給を受けている評議員をいう。
- (8) 報酬等とは、報酬、退任慰労金等、役員又は評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規程及び退職金規程に基づくもの含まない。
- (9) 退任慰労金等とは、退任慰労金及び特別功労金をいう。
- (10) 費用とは、役員又は評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものをいう。

第2章 報酬等

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員の報酬等の支給については、次のとおりとする。

- (1) 理事長に対しては、報酬及び退任慰労金を支給する。
- (2) 常勤理事に対しては、報酬及び退任慰労金を支給する。

- (3) 職員理事に対しては、役員としての報酬等は支給しない。
- (4) 非常勤理事及び非常勤監事に対しては、報酬及び退任慰労金を支給する。
- (5) 常勤監事に対しては、報酬及び退任慰労金を支給する。
- (6) 評議員には、報酬等を支給しない。

2 職員理事及び職員評議員に対しては、報酬等は支給しないものとし、職員を兼務する理事に対しては、職員としての給与等及び退職金等は支給しない。

(報酬等の額)

第4条 役員に対する報酬月額は、別表第1のとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、各月に在籍している役員に支給する。

- 2 役員に対する報酬等（次項に定めるものを除く。）の支給日は毎月15日とする。ただし、支給日が休日（金融機関の休業日を含む。）に当たる場合は、支給日に最も近い休日でない日に繰り上げて支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

第3章 退任慰労金等

(退任慰労金の支給)

第6条 役員が退任した場合には、その者（死亡により退任した場合には、その遺族）に退任慰労金を支給する。

(退任慰労金の額)

第7条 退任慰労金の額は、別表第2のとおり役職在職年数（引続いた在職年数をいう。）に応じた額とする。ただし、役員在職年数に1年未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

(退任慰労金の支給制限)

第8条 退任慰労金は、役員が、本学園の社会的信用を傷つけ、在任中に知り得た秘密を漏らし本学園に損害を与えた場合等において、理事会において減額又は不支給を適当と認める議決があったときには、議決に応じて減額又は非支給とする。

(遺族の範囲及び順位)

第9条 第6条に規定する遺族は、次に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - (3) 前号のほか、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者が、退任慰労金を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者にあつては、同号に掲げる順位による。この場合において父母については養父母を先にし、実父母を後に、祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後に、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。
- 3 退任慰労金の支給を受けるべき、同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第10条 次の者は、退任慰労金の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 役員を故意に死亡させた者
- (2) 役員の死亡前にその役員の死亡によって、退任慰労金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退任慰労金の支給方法)

第11条 退任慰労金は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

- 2 退任慰労金は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。
- 3 退任慰労金は、任期の満了、辞任又は死亡により退任した後1か月以内に支給する。

(特別功労金の支給)

第12条 本学園に対する功労が特に大きかったと認められる役員には、退任慰労金のほか、特別功労金を支給することができる。

- 2 特別功労金の支給及び額は、理事会において決定する。
- 3 特別功労金の支給方法等は、退任慰労金の支給方法等に準じる。

第4章 費用

(費用)

第 13 条 理事長の命令により、役員及び評議員が出張した場合には、別表第 3 に定める旅費を支給する。

2 役員及び評議員が職務の執行に当たって旅費以外の手数料、負担金等の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

3 理事長、常勤理事及び常勤監事には通勤手当を支給する。

通勤手当の月額又は支給単位期間の額は、別表第 4 のとおりとする。

通勤手当のうち、交通機関等の定期券に係る通勤手当の支給日は、当該交通機関等で発行されている 6 か月を超えない範囲内で最も長期の通用期間のものについて、定期券の通用期間の区切りごとに通用期間の最初の月の 15 日とする。ただし、支給日が休日（金融機関の休業日を含む。）に当たる場合は、支給日に最も近い休日でない日に繰り上げて支給する。

4 評議員が評議員会に出席した場合には、旅費を支給する。ただし、学園に常時勤務する職員のうちから選任された評議員を除く。旅費の額は、その路程にかかわらず、5,000 円とする。ただし、居住地が遠隔の場合等特別な事情があるときは、理事長が別に定めることができるものとする。

(復命)

第 14 条 出張した役員及び評議員は、出張終了後遅滞なく復命しなければならない。

第 5 章 補則

(作成、備置き及び閲覧)

第 15 条 学園は、毎会計年度終了後 3 月以内にこの規程を作成しなければならない。ただし、その内容に変更がない場合には、理事会においてこの規程の内容を確認した旨と確認した日付を記載した書類を作成する。

2 学園は、この規程を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から、主たる事務所に 5 年間、その写しを従たる事務所に 3 年間、備え置かなければならない。ただし、この規程を電磁的記録で作成し、インターネットを通して従たる事務所において次項で定める閲覧請求に応ずることを可能とする措置をとっているときは、この限りでない。

3 学園は、何人からの請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、この規程を閲覧に供しなければならない。

(公表)

第 16 条 本学園は、この規程を学園のホームページに公表する。

(施行細則)

第 17 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第 18 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則 (令和 2 年 3 月 24 日制定)

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学校法人比治山学園役員の報酬等に関する規程（平成 17 年 2 月 25 日制定）は、この規程の施行期日をもって廃止する。

附 則 (令和 4 年 2 月 10 日改正)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 3 月 25 日改正)

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 評議員に対する旅費支給要綱は、この規程の施行期日をもって廃止する。

別表第1（第4条第1項関係）

役員の報酬額

役 職 名	報 酬 月 額
理事長	310,000円
常勤理事	700,000円
非常勤理事	20,000円
非常勤監事	40,000円
常務監事	200,000円

ただし、当分の間、理事長の報酬月額については、この表の額から5%、常勤理事の報酬月額については、この表の額から3%減額した額とする。

別表第2（第7条関係）

役員としての在職年数	退任慰労金額
1年以上 5年まで	50,000円
6年以上 10年まで	100,000円
11年以上 15年まで	200,000円
16年以上 20年まで	300,000円
21年以上 25年まで	400,000円
26年以上	500,000円

別表第3（第13条第1項関係）

旅費

- 1 旅費は、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により、次表の旅費の区分ごとに定める旅費額等のおり計算する。ただし、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により経済的かつ合理的通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。
- 2 役員が牛田キャンパス及び霞キャンパスの会議等に出席する場合の費用については、報酬等に含まれるものとする。ただし、居住地が広島県外の役員については、その路程にかかわらず、1日10,000円を旅費として支給する。

旅費の区分	旅 費 額 等
鉄道賃	国内出張：旅客運賃，急行料金又は特別急行料金（片道50km以上），座席指定料金 海外出張：実費額

船賃	乗船運賃（運賃が３階級に区分されている場合は中級の，２階級に区分されている場合は上級の運賃），座席指定料金
航空賃	実費額
車賃等	路線バス等の実費額，自家用車利用の場合は，陸路１kmにつき２４円，駐車場料金，有料道路料金
日当	宿泊を伴う場合は１日につき１,３００円，１日４時間を超える出張の場合は１日につき６５０円
宿泊料	国内出張：１夜につき，甲地方１３,１００円・乙地方１１,８００円 海外出張：１夜につき，１６,１００円
食卓料	国内出張：水路旅行及び航空旅行の１夜につき，２,６００円 海外出張：１夜につき，５,８００円
支度料	海外出張に限り，次の費用の実費額 （１）旅券交付手数料及び査証（ビザ）等申請手数料，（２）外貨交換手数料， （３）予防注射代，（４）出入国税，（５）その他職務遂行のため特に必要と認め た経費

備考 「甲地方」及び「乙地方」とは，国家公務員等の旅費に関する法律別表第１の１備考に規定する甲地方及び乙地方をいう。

別表第４（第１３条第３項関係）

通勤手当の額

- １ 自動車又は自転車等のいずれか一方を使用する場合の通勤手当の額は，次表の自動車又は自転車等の片道の使用距離の区分に応じ，１月につき，それぞれ同表に定める額。ただし，通勤距離が片道２キロメートル未満である者を除く。

自動車又は自転車等の 片道の使用距離	通 勤 手 当 の 額	
	自動車を使用する場合	自転車等を使用する場合
４km未満	２，０００円	２，０００円
４km以上６km未満	３，５００	
６km以上１０km未満	５，０００	２，２００
１０km以上１４km未満	７，２００	３，４００
１４km以上１８km未満	９，４００	４，６００
１８km以上２２km未満	１１，６００	５，８００
２２km以上２６km未満	１３，８００	７，０００
２６km以上３０km未満	１６，０００	８，２００

30 km以上34 km未満	18, 200	9, 400
34 km以上38 km未満	20, 400	10, 600
38 km以上42 km未満	22, 600	11, 800
42 km以上46 km未満	24, 800	13, 000
46 km以上50 km未満	27, 000	
50 km以上54 km未満	29, 200	
54 km以上58 km未満	31, 400	
58 km以上62 km未満	33, 600	
62 km以上66 km未満	35, 800	
66 km以上70 km未満	38, 000	
70 km以上74 km未満	40, 200	
74 km以上78 km未満	42, 400	
78 km以上82 km未満	44, 600	
82 km以上86 km未満	46, 800	
86 km以上90 km未満	49, 000	
90 km以上94 km未満	51, 200	
94 km以上98 km未満	53, 400	
98 km以上	55, 600	

- 2 自動車及び自転車等のいずれも使用する場合の通勤手当の額は、自動車又は自転車等の片道の使用距離に応じ、1月につき、それぞれの交通の用具に係る前1に定める額の合計額（その額が片道の全距離を自動車のみを使用した場合に支給されることとなる額を超える場合は、自動車のみを使用した場合の額）ただし、通勤距離が片道2キロメートル未満である者を除く。
- 3 交通機関を利用し運賃を負担する場合の通勤手当の額は、通勤手当の支給単位期間につき、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が48,000円を超えるときは、支給単位期間につき、1か月当たりの運賃等相当額と48,000円との差額の2分の1を48,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額

（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が48,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と48,000円との差額の2分の1を48,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）なお、通勤距離が片道2キロメートル未満である者を除く。